

改正後	改正前
<p>(表示等) 第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の吸気抵抗上昇値、騒音レベル、漏れ率及びぬれ抵抗値は、それぞれ次の各号に定める方法により測定するものとする。ただし、厚生労働省労働基準局長が認める方法によるときは、この限りでない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 ぬれ抵抗値</p> <p>撰氏二五度プラスマイナス五度の室内において、試験用人頭の顔面部又は通気抵抗測定装着具の適切な位置に装着した使い捨て式防じんマスクに水蒸気で飽和した撰氏四〇度の空気を毎分三〇リットルの流量で十分間通じた後、使い捨て式防じんマスクの内外の圧力差を測定する。</p>	<p>(表示等) 第七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の吸気抵抗上昇値、騒音レベル、漏れ率及びぬれ抵抗値は、それぞれ次の各号に定める方法により測定するものとする。ただし、厚生労働省労働基準局長が認める方法によるときは、この限りでない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 ぬれ抵抗値</p> <p>撰氏二五度プラスマイナス五度の室内において、試験用人頭の顔面部に装着した使い捨て式防じんマスクに水蒸気で飽和した撰氏四〇度の空気を毎分三〇リットルの流量で十分間通じた後、使い捨て式防じんマスクの内外の圧力差を測定する。</p>